

## ○飛騨市の後援等に関する要綱

平成19年 5月15日

告示第81号

改正 令和3年3月26日告示第128号

改正 令和7年6月17日告示第202号

(目的)

第1条 この告示は、団体等が主催する行事について、後援・共催・推薦(以下「後援等」という。)を行うことに関し必要な事項を定め、その取扱基準の明確化を図ることを目的とする。

(対象者等)

第2条 市が後援等をする場合の対象となる行事の主催者等は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 報道機関、経済関係団体、福祉関係団体、教育関係団体又はその他公共的団体

(3) その他市長が特に認めるもの

(後援等の申請)

第3条 後援等を受けようとするものは(以下「申請者」という。)、あらかじめ飛騨市後援等名義使用申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 後援名義を記載する書類又はその写し

(2) 収支予算書(入場料や参加料、その他これらに類する費用(以下「入場料等」という。)を徴収する場合のみ)

(許可の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、許可の可否を決定し申請者に飛騨市後援等名義使用にかかる決定通知書(様式第2号)を送付しなければならない。

2 市長は、前項の審査に当たっては、次の各号のいずれかに該当するものについては、後援等を行わないものとする。

- (1) 専ら営利又は個人の名声を目的とするもの
  - (2) 特定の政党若しくは政治又は宗教活動を目的とするもの
  - (3) その他市長が不相当と認めるもの
- (許可の取消)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、許可を取り消すことができる。なお、その際は飛騨市後援等名義使用取消通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

- (1) 事業内容が申請内容と著しく異なったとき。
- (2) 事業開催により、市の信用を傷つける行為をしたとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、後援等の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年5月15日から施行する。

附 則(令和3年3月26日告示第128号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和7年6月17日告示第202号)

この告示は、令和7年8月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

飛騨市長 あて

住所  
氏名

飛騨市後援等名義使用申請書

下記の事業について飛騨市の名義使用を許可くださるよう申請いたします。

記

事業名			
目的			
名義の種類	後援 共催 推薦 (いずれかに○印をつけてください。)		
期 日	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
場 所	会場名		
	所在地		
予 定 人 員		入 場 料 等	有 ・ 無
内 容 (添付書類)			
連 絡 氏 名 責 任 者	住 所		TEL
飛騨市以外に 後援等を 申請する予定	有 無 (どちらかに○印をつけてください。) 有の場合は申請先を記入してください。 申請先 ( )		

(備考)

1 添付書類

(1) 後援名義を記載する書類又はその写し(ホームページ案、パンフレット案、チラシ案等)

(2) 収支予算書(入場料等が「有」の場合のみ)

2 期日の開始日は、名義を使用する書類を公表する日を記載してください。

様式第2号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

様

飛騨市長



飛騨市後援等名義使用にかかる決定通知書

年 月 日付で申請のあった飛騨市後援等名義使用申請については下記のとおり決定します。

記

1 決定区分 許可する  
許可しない

2 事業等の名称

3 使用する名義

4 期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

飛騨市長



飛騨市後援等名義使用取消通知書

年 月 日付飛 号で許可した飛騨市後援等名義使用にかかる決定については下記のとおり取り消したので通知します。

記

1 取り消す事業名

2 取り消しの理由

様式第 1 号(第 3 条関係)

様式第 2 号(第 4 条関係)

様式第 3 号(第 5 条関係)